

令和4年度宮崎県外国人技能実習生等受入事業者支援事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日

商工観光労働部雇用労働政策課

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、外国人技能実習生等が入出国する際における水際対策に要する費用を負担する県内企業等の負担軽減を図るため、予算で定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 外国人技能実習生等 県内で雇用されている外国人技能実習生、特定技能外国人並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け在留資格を特定活動に変更した外国人技能実習生及び特定技能外国人をいう。
- (2) 水際対策 入出国する際に国が求める公共交通機関の不使用や宿泊施設での待機等の措置をいう。
- (3) 監理団体 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に定める監理団体をいう。
- (4) 県内企業等 県内に所在する事業所において外国人技能実習生等を雇用する法人又は個人をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に定める者であって、補助金の交付対象となる経費を現に負担した者とする。

- (1) 外国人技能実習生等を受け入れた県内企業等又は県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた監理団体であること。
- (2) 国から要請されている水際対策について、必要な防疫事項を遵守していること。
- (3) 補助対象計費について、国、県及び市町村等の補助金を重複して申請していないこと。
- (4) 労働関係法令、入管法及び外国人技能実習法その他関係法令を遵守していること。
- (5) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 補助対象となる事業を実施する主体の構成員が、暴力団員による不当な行為の防

止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助金額の算出方法は別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる経費は、令和4年4月1日から令和5年2月20日までの間に交付対象者において支払がなされたものとする。
- 3 補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

（補助金の交付申請、実績報告及び補助金の交付）

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、外国人技能実習生等受入事業者支援事業費補助金交付申請書及び請求書（入国時用）（別記様式第1号）又は外国人技能実習生等受入事業者支援事業費補助金交付申請書及び請求書（出国時用）（別記様式第2号）（以下「補助金交付申請書」という。）とする。

- 2 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。
- 3 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月20日までに郵送（消印有効）により知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。
 - (1) 第3条第7号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
 - (2) 第3条第8号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
 - (3) 第3条第2号、第3号、第4号及び第9号に係る誓約書（別記様式第4号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 規則第14条に規定する実績報告は、第1項の補助金交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。
- 5 この補助金は、精算払により交付する。

（交付決定等）

第6条 知事は、前条に規定する外国人技能実習生等受入事業者支援事業費補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定の上その額を確定し、交付決定（補助金確定）通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 知事は、申請の内容がこの要綱に定める要件を満たさないと判断したとき又は予算の上限に達したときは、不交付決定通知書（別記様式第6号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を

受領した日から起算して7日を経過した日とする。

(交付の取消及び補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、別記様式第7号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合は別記様式第8号により補助金の返還を命ずることができる。

この場合において、取消により申請者に損害が生じたときであっても、知事はその損害の責めを負わないものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。

(帳簿の備付)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象となる経費に係る証拠書類その他関係書類を整備し、当該事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の宮崎県外国人技能実習生等受入事業者支援事業費補助金に適用する。
- 2 宮崎県外国人技能実習生等受入事業者支援事業費補助金交付要綱(令和3年7月1日定め)は廃止する。

別表（第4条関係）

	補助金の交付対象経費	補助金額の算出方法
総則	<p>・補助金の対象となる経費は、下記①～④とする。</p>	<p>・入国に要する経費 補助金額の上限は、申請に係る外国人技能実習生等1人につき12万円とする。 上記上限額の範囲内で、下記①～③の補助対象経費についてそれぞれ算出された補助金額を合計した金額を交付するものとする。</p> <p>・出国に要する経費 補助金額の上限は、下記④の補助対象経費について、申請に係る外国人技能実習生等1人につき2万円とする。</p>
①	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、補助事業者が負担する宿泊施設（ホテル、旅館等）の宿泊費（室料） ※外国人技能実習生等が入国日から水際対策として求められる待機期間中にかけて宿泊する経費に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p>	<p>・宿泊費（室料）の実支出額（税抜き）に補助率2/3を乗じて得た額以内とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>・宿泊日数は、入国日に国から求められている期間を合計した日数を上限とするが、水際対策により日本入国前に滞在した国・地域に応じて「検疫所が確保する宿泊施設」で待機した場合（国費による負担）、その宿泊日数は、本補助金の対象としない。</p>
②	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等が入国日から水際対策として求められる自宅等待機期間を短縮するために行う自主検査に係る補助事業者が負担する経費</p>	<p>・外国人技能実習生等1人につき、PCR検査等及び陰性証明書の発行に係る経費の実支出額（税抜き）に補助率の2/3を乗じて得た額以内とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>

③	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から移送するため、補助事業者が負担する交通費（レンタカー等借上料、有料道路通行料金及び燃料費）</p> <p>※外国人技能実習生等の移送に必要なもの（迎えのための往路を含む）に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p> <p>※国が水際対策として入国後の宿泊施設での待機等を求める期間の範囲とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタカー等借上料及び有料道路通行料金の実支出額（税抜き）に補助率2／3を乗じて得た額以内とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。 ・燃料費については、自動車1台につき、別添「燃料費補助定額表」に定めた定額とする。 ・片道のみ自動車を使用する場合は、別添「燃料費補助定額表」に定めた額の1／2とする。 ・「燃料費補助定額表」に記載のない場合、別途、県で算定する。
④	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が出国する際の水際対策において、補助事業者が負担するPCR検査等及び陰性証明書の発行に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習生等1人につき、PCR検査等及び陰性証明書の発行に係る経費の実支出額（税抜き）に補助率の2／3を乗じて得た額以内とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。